

佐賀県告示第7号

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金徴収等規則第3条第1項に規定する徴収金基準(昭和63年佐賀県告示第440号)の一部を次のように改正する。

令和2年1月24日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後																							
<p>措置児童等(母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦。以下同じ。)単位に、当該措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者(自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。)の税額等により、その世帯を表1(療育の給付を受けた児童の世帯は表3)の税額等による階層区分に分け、当該階層区分に対応する施設種別ごとの徴収金基準月額に定める額とする。ただし、表2の規定による措置児童等に係る算定額が、表1で定める徴収金基準月額に満たないときは、当該算定額とする。</p>		<p>措置児童等(母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦。以下同じ。)単位に、当該措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者(自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。)の税額等により、その世帯を表1(療育の給付を受けた児童の世帯は表3)の税額等による階層区分に分け、当該階層区分に対応する施設種別ごとの徴収金基準月額に定める額とする。ただし、表2の規定による措置児童等に係る算定額が、表1で定める徴収金基準月額に満たないときは、当該算定額とする。</p>																							
<p>表1 児童入所施設徴収金基準額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">税額等による階層区分</th> <th colspan="2">徴収金基準月額</th> </tr> <tr> <th>入所施設</th> <th>母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部、自立援助ホーム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考 1 略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		税額等による階層区分	徴収金基準月額		入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部、自立援助ホーム	略			備考 1 略			<p>表1 児童入所施設徴収金基準額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">税額等による階層区分</th> <th colspan="2">徴収金基準月額</th> </tr> <tr> <th>入所施設</th> <th>母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部、自立援助ホーム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考 1 略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		税額等による階層区分	徴収金基準月額		入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部、自立援助ホーム	略			備考 1 略		
税額等による階層区分	徴収金基準月額																								
	入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部、自立援助ホーム																							
略																									
備考 1 略																									
税額等による階層区分	徴収金基準月額																								
	入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部、自立援助ホーム																							
略																									
備考 1 略																									

改正前	改正後
<p>2 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>3 この表のD階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額 の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項</p>	<p>2 この表における用語の意義及び徴収基準額の取扱いについては、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（以下「厚生事務次官通知」という。）に定めるところによる。</p> <p>3 上表の規定にかかわらず、厚生事務次官通知及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」に定める要件に該当する場合には、これらの通知の定めるところにより、徴収金基準額の取扱いを変更することができる。</p>

改正前	改正後
<p>(3) <u>租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条</u></p> <p>4 <u>措置児童の属する世帯の税額等による階層区分がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該世帯の徴収金基準月額は、0円とする。</u></p> <p>(1) <u>略</u></p> <p>(2) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯</u></p> <p>(3) <u>次に掲げる者（社会福祉施設に措置された者、児童福祉法第21条の5の3により障害児通所支援を受ける児童及び同法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までのサービスに限る。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のある世帯</u> ア～オ <u>略</u></p> <p>(4) <u>児童福祉法第6条に規定する保護者の申請に基づき、規則第1条の2の規定により知事の権限を委任された保健福祉事務所長又は相談所長が、当該保護者が生活保護法第6条第1項に規定する被保護者に該当する者であると認めたと認めた世帯その他措置児童の属する世帯が特に困窮していると認めたと認めた世帯</u></p> <p>5 <u>同一世帯において2人以上の措置児童がある場合におい</u></p>	

改正前	改正後
<p>ては、その月の徴収金基準月額のうち最も多い措置児童以外の措置児童に係る徴収金基準月額は、上表の規定により算定された徴収金基準月額に0.1を乗じて得た額とする。ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は同法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合は、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額 + 児童入所施設に係る徴収金基準額 × 0.1 × (当該世帯における施設入所児童の人数 - 1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は同法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)」等の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに同法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は同法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施</p>	

改正前	改正後
<p><u>設に係る徴収金基準額は0円とする。</u></p> <p><u>6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準月額</u>は0円とする。</p> <p><u>7</u></p> <p><u>(1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。</u></p> <p><u>ア 妊産婦の属する世帯の階層区分でD階層であるとき（真にやむを得ない特別の理由があり、かつ、所得税の額が8,400円以下である場合を除く。）</u></p> <p><u>イ 妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層又はB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者で、その社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約をいう。）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000円以上であるとき。</u></p> <p><u>(2) 入所妊産婦に係る徴収金基準月額は、上表の規定にかかわらず、出産一時金の額にB階層にあつては当該額の20%、C階層にあつては当該額の30%、D階層のうち所</u></p>	

改正前	改正後
<p>得税の額が8,400円以下の場合にあっては当該額の50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準月額に加える額とする。</p> <p>なお、この表の徴収金基準月額は、その入所した日から退所する日までの期間に係る徴収金基準月額とみなす。</p> <p>8 乳児院への短期入所措置(保護者の出産、傷病、病気看護、出張等の特別の事情により児童を保護者のもとで養育することが困難であると認められる場合の入所措置で、入所期間が1月未満のもの)を受けた児童に係る徴収額は、上表の規定にかかわらず、C1階層からD3階層(所得税の額が60,000円以下の場合に限る。)にあっては日額1,000円、D3階層(所得税の額が60,001円以上の場合に限る。)からD13階層にあっては日額2,000円とし、これに措置日数を乗じて得た額とする。</p> <p>なお、A階層及びB階層にあっては無料とし、D14階層にあってはその措置児童に係る措置費の支弁額とする。</p>	

表 2

施設	措置児童等に係る算定額
児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童自立支援施設(通所部を含む。)、児童心理治療施設(通所部を含む。)、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親	次の算式(1)によって得られる額とする。ただし、措置児童等の在籍日数が1か月未満である場合は、算式(2)によって得られる額とする。 算式(1) 措置児童等についての当該施設の事務費の月額保護単価(乳児、1・2歳児、年少児、特別指導費及びボイラー技士雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善

表 2

施設	措置児童等に係る算定額
児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童自立支援施設(通所部を含む。)、児童心理治療施設(通所部を含む。)、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親	次の算式(1)によって得られる額とする。ただし、措置児童等の在籍日数が1か月未満である場合は、算式(2)によって得られる額とする。 算式(1) 措置児童等についての当該施設の事務費の月額保護単価(乳児、1・2歳児、年少児、特別指導費及びボイラー技士雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善

改正前		改正後	
	<p>費、知的障害児自活訓練事業加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童（者）処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費の単価を除く。以下同じ。）+事業費の各費目（里親手当を除く。以下同じ。）のその月の当該措置児童等につき支弁した額の合算額</p> <p>算式(2) 〔（措置児童等についての当該施設の事務費の月額保護単価+事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額）÷その月の日数〕×その月の措置児童等在籍日数+月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額</p>		<p>費、社会的養護処遇改善加算費、知的障害児自活訓練事業加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童（者）処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費及び一時保護実施特別加算費の単価を除く。以下同じ。）+事業費の各費目（里親手当を除く。以下同じ。）のその月の当該措置児童等につき支弁した額の合算額</p> <p>算式(2) 〔（措置児童等についての当該施設の事務費の月額保護単価+事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額）÷その月の日数〕×その月の措置児童等在籍日数+月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額</p>
略		略	
<p>注 この表の算式における用語の意義及び端数計算の方法については、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」又は平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知「<u>障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について</u>」に定めるところによる。</p>		<p>注 この表の算式における用語の意義及び端数計算の方法については、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」又は平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知「<u>障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について</u>」に定めるところによる。</p>	
<p>表3 療育の給付徴収金基準額表</p>		<p>表3 療育の給付徴収金基準額表</p>	

改正前				改正後			
階層 区分	世帯の階層（細）区分	療育の給付		階層 区分	世帯の階層（細）区分	療育の給付	
		徴収基準 月額（円）	加算基準 月額（円）			徴収基準 月額（円）	加算基準 月額（円）
略				略			
備考				備考			
1 略				1 略			
2 世帯階層区分の認定				2 世帯階層区分の認定			
(1) 略				(1) 略			
(2) 認定の基礎となる用語の定義				(2) 認定の基礎となる用語の定義及び徴収基準額の取扱い			
<p>ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の1単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯はもちろんのこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。</p>				<p>この表における用語の定義及び徴収基準額の取扱いについては、平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生事務次官通知「未熟児養育医療費等の国庫負担について」に定めるところによる。</p>			
<p>イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。）並びにそれ以外の3親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わ</p>							

改正前	改正後
<p><u>ないものとする。</u></p> <p><u>ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額(所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))及び第3号(同項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条の規定は適用しない。)、地方税法により賦課される市町村民税(所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。)、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付をいう。</u></p> <p><u>まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>よる支援については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除をいう。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>3 <u>上表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、県が徴収する額は、県が支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による負担額を差し引いた額を超えないものである。</u></p> <p>4 <u>徴収金基準額の特例</u> <u>災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。</u></p> <p>5 <u>平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4 保育所徴収金（保育料）基準額表備考3(3)に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると知事が認めたと世帯については、A階層と同様の取扱いとする。</u></p>	<p>(3) 略</p> <p>3 <u>取扱いの特例</u> <u>上表の規定にかかわらず、2の(2)に掲げる通知に定める要件に該当する場合には、当該通知の定めるところにより、徴収金基準額の取扱いを変更することができる。</u></p>